

## 第3回 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会

日 時：平成18年5月12日（金）10時00分～

場 所：松村ビル 別館 201号室

### 次 第

- 1 開会
- 2 資源循環局長挨拶
- 3 議事
  - (1) 第Ⅰ期（D～Fの期間）及び第Ⅱ期（F～Kの期間）の検証
  - (2) その他
- 4 報告事項
  - (1) 第2回検証委員会会議録について
- 5 閉会

#### 配付資料

- |     |                      |       |
|-----|----------------------|-------|
| 資料1 | 第3回 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会 | 検証シート |
| 資料2 | 検証委員会の公開・傍聴規程の一部改正案  |       |
| 資料3 | 第2回検証委員会会議録          |       |

戸塚区品濃町最終処分場検証委員会委員名簿

(五十音順)

	氏 名	所 属 等	専門分野
◎	おがの しょういち 小賀野 晶一	千葉大学大学院教授	法律
	さくもと なおゆき 作本 直行	独立行政法人日本貿易振興機構 アジア経済研究所	国際環境
	たかい かえこ 高井 佳江子	弁護士	法律
	たなか みつる 田中 充	法政大学教授	環境行政学
	とくえ よしのり 徳江 義典	横浜国立大学法科大学院教授 弁護士	法律

◎委員長

第3回 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会 検証シート

D	平成7年5月～9年1月	廃棄物の嵩下げを指示した計8回の指示書交付状況	D
年月日	本市から事業者への指示	事業者の対応	本市の立入状況
平成6年4月27日	—	<b>改善計画書の提出</b> 料理学校前の整地（最終計画高FH74.00）を平成6年5月中、正面の整地（最終計画高FH79.00）を平成6年12月までに完了する。	〈平成6年4月～7年3月の立入状況〉 ・計56回の立入を実施
平成6年8月3日	—	<b>改善計画変更届出書の提出</b> 悪臭発生防止措置及び作業時間限定による工事遅延を理由に、平成6年4月27日付け改善計画書の内容変更：秋以降に着手する。また、工期を平成7年3月末までに延伸。	
平成6年12月1日	—	<b>改善計画変更届出書の提出</b> 平成6年8月3日付け改善計画変更届出書の内容変更：工期を平成7年3月末までに延伸	
平成7年4月3日	—	<b>改善計画変更届出書の提出</b> 平成6年12月1日付け改善計画変更届出書の内容変更：工期を平成7年4月末までに延伸	〈平成7年4月～8年3月の立入状況〉 ・計57回の立入を実施
平成7年5月12日	<b>指示書交付</b> 埋立廃棄物の高さを計画高さまで下げるよう指示した件について、当初は完了期限を平成7年3月末までとしていたところを4月末まで延長したが、なお期日を経過しても完了していないことから、5月末までに必ず完了させること。併せて、顛末書・今後の計画書を提出すること。	<b>平成7年5月17日 顛末書の提出</b> 作業時間を延長し2基の破砕機で破砕しながら廃棄物の移動を行っており、平成7年5月末までに完了させる。	
平成7年9月6日	<b>指示書交付</b> 埋立容量を把握し、容量超過の場合は、その理由、改善方法・改善時期・対応策等を9月20日までに報告すること。 また、埋立面積が届出面積を超過している場合は、経過説明・今後の対応策も報告すること。	<b>平成7年9月20日 報告書の提出</b> I 測量結果 市への届出埋立容量515,139m <sup>3</sup> に対して測量結果は587,908.2m <sup>3</sup> II 測量結果が届出埋立容量を超過していた理由 ①市提出図面と現況地盤と相違したが現況に合わせて掘削工事を行った ②仮埋立している廃棄物の減容を考慮せずに測量した III 改善方法及びその時期 ①現況に合わせた図面を早急に作成し、提出する ②横浜市が立会いのもと、減容化作業を実施し、ここで算定された減容率をもとに工程表を作成する ③横浜新道側道の新設において擁壁を築造する計画があり、これによって埋立容量増が図られる。平成9年3月着工の予定。	・H8.3.21～4.25に計6回、減容化率算定の実地調査に立会った
平成7年11月22日	<b>指示書交付</b> 最終処分場受入制限計画書（新規契約及び既契約者に対する受入制限の方法・期間）を作成し、平成7年11月30日までに提出すること。	<b>平成7年11月30日 最終処分場受入制限計画書の提出</b> 平成7年12月1日から新規契約は行わない。また、既契約者からの受入は選別作業の徹底により現行の2割減とする。	
	平成7年9月20日付け報告書のⅢ②について、減容率算定の調査計画書・減容化実施計画書を平成8年1月30日までに提出すること。	<b>平成8年3月7日 減容率算定の調査計画書・減容化実施計画書の提出</b> ・調査計画書：減容化した廃棄物の埋立場所を設定しておき、減容前の容量と比較する。 ・減容化実施計画書：150日間で約64,000m <sup>3</sup> を20,160m <sup>3</sup> に減容する。	
平成8年5月17日	—	<b>嵩下げ工事工程表の提出</b> 平成8年7月13日までに約12mの嵩下げ。	〈平成8年4月～9年3月の立入状況〉 ・計55回の立入を実施
平成8年6月24日	<b>指示書交付</b> 5月17日付け嵩下げ工事工程表のとおり、速やかな高さ調整及び法面修景を行い、作業にあたっては周辺環境や安全性に十分配慮すること。	<b>平成8年6月25日 嵩下げ工事進捗状況報告書の提出</b> 5月17日付け嵩下げ工事工程表における途中経過報告。	
平成8年10月2日	<b>指示書交付</b> 6月24日付け指示書の指示事項履行が遅れているため、その理由、対応策、工程表を提出すること。	<b>平成7年10月18日 報告書の提出</b> ・工事遅延理由の報告：大型重機の故障・悪臭対策の実施・台風 ・高さ下げ工事工程表及び工事計画図面添付	
平成8年12月24日	<b>指示書交付</b> 高さを下げる計画の完了期限経過後においても計画高さに下がっていないため、平成9年3月までに下げること。	—	
平成8年12月27日	<b>指示書交付</b> 12月26日の現場確認では上部廃棄物の落とし込み作業の進捗が思わしくない。年度末までに高さを下げることができない場合は通常業務を停止して高さを下げる作業等の措置を講じること。	—	
平成9年1月10日	<b>指示書交付</b> 1月17日までに本市立会いのもとに測量を開始し、1月22日までに測量結果と埋立廃棄物の体積を報告すること。 また、本市も測量を実施するので立ち合うこと。 なお、許可容量を超過しての廃棄物埋立は処理施設の無許可変更となり、事業停止となる。	—	

E	平成9年2月24日	処理業廃止届出	E																								
処理業廃止届出の内容	最終埋立処分場埋立量終了のため、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の最終処分業を廃止する旨の届出書を平成9年2月24日に提出。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第14条の3で準用する 法第7条の2第3項</li> <li>・法第14条の5第3項で準用する 法第7条の2第3項</li> </ul>																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>届出書提出後の許可状況</th> <th>届出書提出前の許可状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収集運搬（積替保管を除く）</td> <td>収集運搬（積替保管を除く）</td> </tr> <tr> <td>収集運搬（積替保管を含む）</td> <td>収集運搬（積替保管を含む）</td> </tr> <tr> <td>中間処理（焼却）→H9. 2. 26休止届出書提出</td> <td>中間処理（焼却）</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>最終処分（埋立管理型）</td> </tr> </tbody> </table>	届出書提出後の許可状況	届出書提出前の許可状況	収集運搬（積替保管を除く）	収集運搬（積替保管を除く）	収集運搬（積替保管を含む）	収集運搬（積替保管を含む）	中間処理（焼却）→H9. 2. 26休止届出書提出	中間処理（焼却）	—	最終処分（埋立管理型）		関係法令														
届出書提出後の許可状況	届出書提出前の許可状況																										
収集運搬（積替保管を除く）	収集運搬（積替保管を除く）																										
収集運搬（積替保管を含む）	収集運搬（積替保管を含む）																										
中間処理（焼却）→H9. 2. 26休止届出書提出	中間処理（焼却）																										
—	最終処分（埋立管理型）																										
処理業廃止届出提出直前の状況	<p>平成9年1月10日 指示書交付 測量及び結果報告の指示</p> <p>測量結果と容積超過率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年月日</th> <th>埋立面積㎡</th> <th>埋立容量m<sup>3</sup></th> <th>容量超過量m<sup>3</sup></th> <th>容量超過率%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直近の施設変更届出</td> <td>H4. 5. 25</td> <td>21, 386</td> <td>445, 617 A</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>本市測量値</td> <td>H9. 1. 17</td> <td>21, 386</td> <td>673, 412 B</td> <td>227, 795 B-A</td> <td>51. 1(B-A)/A</td> </tr> <tr> <td>三興測量値</td> <td>H9. 1. 17</td> <td>21, 386</td> <td>651, 505 C</td> <td>205, 888 C-A</td> <td>46. 2(C-A)/A</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">⇒ 本市及び三興企業が行った測量結果では、共に施設の軽微変更に該当する容量増加(10%未満)を大幅に超過していた。</p>		区分	年月日	埋立面積㎡	埋立容量m <sup>3</sup>	容量超過量m <sup>3</sup>	容量超過率%	直近の施設変更届出	H4. 5. 25	21, 386	445, 617 A	—	—	本市測量値	H9. 1. 17	21, 386	673, 412 B	227, 795 B-A	51. 1(B-A)/A	三興測量値	H9. 1. 17	21, 386	651, 505 C	205, 888 C-A	46. 2(C-A)/A	
	区分	年月日	埋立面積㎡	埋立容量m <sup>3</sup>	容量超過量m <sup>3</sup>	容量超過率%																					
直近の施設変更届出	H4. 5. 25	21, 386	445, 617 A	—	—																						
本市測量値	H9. 1. 17	21, 386	673, 412 B	227, 795 B-A	51. 1(B-A)/A																						
三興測量値	H9. 1. 17	21, 386	651, 505 C	205, 888 C-A	46. 2(C-A)/A																						
処理業廃止届出提出直前の状況	<p>平成9年2月13日 弁明の機会の付与</p> <p>1 予定される不利益処分の内容等 産業廃棄物処分業（最終処分に限る。）及び特別管理産業廃棄物処分業（最終処分に限る。）の事業停止55日（平成9年2月25日～4月20日）</p> <p>2 根拠法令 法第15条の2第1項違反による法第14条の3で準用する法第7条の3及び法第14条の6の適用</p> <p>3 不利益処分の原因となる事実 本市が平成9年1月17日に測量を実施したところ、埋立廃棄物量が673, 412m<sup>3</sup>であり、当該処分場の施設許可容量445, 617m<sup>3</sup>を227, 795m<sup>3</sup>(51. 1%)超過していた。</p> <p>平成9年2月21日 弁明書を受理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不利益処分の原因となる事実、不利益処分内容及び根拠となる法令の条項については、特に弁明すべきことはない。</li> </ul> <p>平成9年2月24日 最終処分業の廃止届出書を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物処分業（最終処分）及び特別管理産業廃棄物処分業（最終処分）に関する業の廃止届出書を提出</li> </ul>																										
	<p style="text-align: center;">↓</p> <p>事業停止命令は廃案</p>																										

第1回措置命令の内容

- 1 措置命令の原因となる事実
  - (1) 産業廃棄物処理基準違反 (廃棄物の飛散・流出) 測量結果と容積超過率

区分	年月日	埋立面積 <sup>m<sup>2</sup></sup>	埋立容量 <sup>m<sup>3</sup></sup>	容量超過量 <sup>m<sup>3</sup></sup>	容量超過率%
直近の施設変更届出	H4. 5. 25	21, 386	445, 617 A		
本市測量値	H9. 1. 17	21, 386	673, 412 B	227, 795 B-A	51. 1 (B-A) / A
三興測量値	H9. 1. 17	21, 386	651, 505 C	205, 888 C-A	46. 2 (C-A) / A

- (2) 生活環境の保全上支障が生ずるおそれ
  - 埋立廃棄物の法面が最も急な個所において勾配60° 以上にもなり、特に地震や多量降水時において法面崩壊が起こる危険がある。
  - また、法面が処分場敷地境界に接近しているため、廃棄物法面が崩れた場合、処分場敷地境界沿いの横浜新道 (国道1号) 及び付近住民や専門学校生等が通行する道路に廃棄物が流出するおそれがあり、非常に危険であると認められる。
  - また、多量降水時に廃棄物表面汚水が場外に流出するなどのおそれがある。
- 2 命令事項
  - 産業廃棄物を過大に処分し積み上げている状態の原状回復措置をとること。
  - この措置を履行するにあたっては、事前に計画書を作成し、本市の指示の下で行うこと。
- 3 期限
  - 平成9年4月20日まで

関係法令・国との協議

- 1 法第19条の4 (措置命令)
- 2 法第12条第1項
  - (産業廃棄物処理基準)
  - 法第12条第1項で規定する法施行令第6条第1項第3号で準用する法施行令第3条第1号イ (1)

事業者対応

- 4 事業者が措置命令による計画書を提出
  - 平成9年4月18日提出⇒構造変更及び減量作業により修形可能
  - (1) 許可容量の増変更計画：高さ79m、事務所前掘削、擁壁設置による増
  - (2) 現廃棄物の減量計画：廃棄物の再破碎及び再転圧、減容機使用

措置命令前後の状況

- H8. 12. 24 指示書交付 埋立廃棄物の高さの下げ指示
- H8. 12. 27
- H9. 1. 10 指示書交付 測量及び結果報告の指示
- H9. 2. 24 処分業廃止届出 (検証項目E) 最終埋立処分場埋立量終了のため、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の最終処分業を廃止する旨の届出書を提出。
- H9. 5. 12 指示書交付 浸出液処理水の分析結果で「化学的酸素要求量 (COD)」と「鉛及びその化合物」が神奈川県公害防止条例で定める基準を超過していたため、その原因究明と改善策の報告を指示。

H9. 10. 16 要綱による埋め立て処分事業計画書の提出

第1回措置命令事項の履行に先立ち処理施設の変更許可が必要となるため、この手続きを進めた。

変更内容

項目	変更前	変更後	拡大分
最終処分場面積 <sup>m<sup>2</sup></sup>	35, 201. 00	38, 853. 44	3, 652. 44
埋立地面積 <sup>m<sup>2</sup></sup>	21, 386. 00	23, 898. 91	2, 512. 91
埋立容量 <sup>m<sup>3</sup></sup>	515, 139. 00	604, 460. 32	89, 321. 32
廃棄物容量 <sup>m<sup>3</sup></sup>	445, 617. 00	564, 568. 74	118, 951. 74
覆土容量 <sup>m<sup>3</sup></sup>	69, 522. 00	39, 891. 58	△ 29, 630. 42

H9. 12. 25 施設変更許可 (検証項目G)

G	平成9年12月25日	施設変更許可	G																								
施設変更許可申請	<p>1 産業廃棄物処理施設の構造又は規模の変更の許可を受けるためH9. 12. 18に申請書提出</p> <p>2 変更内容</p> <table border="1" data-bbox="379 310 1430 506"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>拡大分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最終処分場面積㎡</td> <td>35,201.00</td> <td>38,853.44</td> <td>3,652.44</td> </tr> <tr> <td>埋立地面積㎡</td> <td>21,386.00</td> <td>23,898.91</td> <td>2,512.91</td> </tr> <tr> <td>埋立容量m<sup>3</sup></td> <td>515,139.00</td> <td>674,252.07</td> <td>159,113.07</td> </tr> <tr> <td>廃棄物容量m<sup>3</sup></td> <td>445,617.00</td> <td>636,203.55</td> <td>190,586.55</td> </tr> <tr> <td>覆土容量m<sup>3</sup></td> <td>69,522.00</td> <td>38,048.52</td> <td>△ 31,473.48</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他、埋立区域の変更、擁壁及び練石積擁壁の設置並びに埋立形状の変更</p> <p>3 変更の理由 横浜新道側道設置に伴い、道路起業地が埋立区域に架かるために埋立区域の変更及び廃棄物飛散流失防止柵の設置を行う。 埋立廃棄物の修形作業に伴い、埋立量の拡大を図り埋立処分場の成形仕上げを行う。</p>	項目	変更前	変更後	拡大分	最終処分場面積㎡	35,201.00	38,853.44	3,652.44	埋立地面積㎡	21,386.00	23,898.91	2,512.91	埋立容量m <sup>3</sup>	515,139.00	674,252.07	159,113.07	廃棄物容量m <sup>3</sup>	445,617.00	636,203.55	190,586.55	覆土容量m <sup>3</sup>	69,522.00	38,048.52	△ 31,473.48	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第15条の2</li> </ul>	
項目	変更前	変更後	拡大分																								
最終処分場面積㎡	35,201.00	38,853.44	3,652.44																								
埋立地面積㎡	21,386.00	23,898.91	2,512.91																								
埋立容量m <sup>3</sup>	515,139.00	674,252.07	159,113.07																								
廃棄物容量m <sup>3</sup>	445,617.00	636,203.55	190,586.55																								
覆土容量m <sup>3</sup>	69,522.00	38,048.52	△ 31,473.48																								
審査内容	<p>1 総理府厚生省令第1号 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」 第2条（産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準）</p> <p>2 法施行規則第12条の3（産業廃棄物の最終処分場の災害防止計画）</p> <p>3 本市独自の審査 (1) 横浜市産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要領運用基準 第3章最終処分場に関する基準 1 立地等に関する基準：搬入道路、排水設備、土地の利用権原等 2 構造に関する基準 (1) 共通基準：囲い、表示、地すべり防止工、雨水等集排水設備、地下水検査孔、消火設備等 (4) 管理型処分場に関する個別基準：盛土、切土、遮水工、浸出液集排水施設、浸出液処理設備等 (2) 第55回横浜市産業廃棄物処理用地等調整会議 事業に係る法令の確認と指示→擁壁の建築確認、残地森林、緑化計画、遊水池 (3) 第107回処理用地等設定課内審査会 取扱廃棄物、埋立容量、承諾書類等の確認</p>	関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第15条第2項</li> <li>・総理府厚生省令第1号（技術上の基準）</li> <li>・法施行規則第12条の3</li> </ul>																								
施設許可	<p>許可内容 処理能力： 最終処分場面積 38,853.44㎡ 埋立容量 674,252.07m<sup>3</sup></p> <p>許可年月日 平成9年12月25日</p>																										
施設許可前後の状況	<p>〔文書指導状況〕</p> <p>H9. 5. 12 指示書交付 浸出液処理水の分析結果で「化学的酸素要求量（COD）」と「鉛及びその化合物」が神奈川県公害防止条例で定める基準を超過していたため、その原因究明と改善策の報告を指示。</p> <p>H9. 12. 25 第2回措置命令（検証項目H） 最終処分場の過大処分の積み上げ状態を安全な形状に改善する措置</p> <p>H10. 3. 3 指示書交付 浸出液処理水のCODが県公害防止条例で定める基準を超過していたため、その原因究明と改善策の報告を求めた。</p> <p>H10. 4. 23 指示書交付 横浜新道側埋立境界の一部で提出済の事業計画と異なる土えん堤の設置工事が行われていたことから、事業計画の変更について必要な手続きを行うよう指示した。</p>		<p>〔現場立入の状況等〕</p> <p>H9. 4～12までの間、41回の立ち入りを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理業廃止したため新たな廃棄物の搬入がないか等を確認した。</li> <li>・埋立区域外の廃棄物を区域内に戻すよう指示。</li> <li>・水処理施設の改善や臭気対策等を指示</li> </ul>																								

平成9年2月24日付けの第1回措置命令に対して4月18日に履行計画書を提出したが、隣接する横浜新道の側道設置工事計画との調整等に長期間を要した。  
 この間、破砕機や溶融機による減容作業を行ってきたが、履行期限を大幅に経過しているにもかかわらず命令事項が履行されていない。

1 措置命令の原因となる事実（第1回目と同）

(1) 産業廃棄物処理基準違反（廃棄物の飛散・流出）

区分	年月日	埋立面積㎡	埋立容量 <sup>3</sup>	容量超過量 <sup>3</sup>	容量超過率%
直近の施設変更届出	H4. 5. 25	21, 386	445, 617 A	—	—
本市測量値	H9. 1. 17	21, 386	673, 412 B	227, 795 B-A	51. 1(B-A)/A
三興測量値	H9. 1. 17	21, 386	651, 505 C	205, 888 C-A	46. 2(C-A)/A

(2) 生活環境の保全上支障が生ずるおそれ

埋立廃棄物の法面が最も急な個所において勾配60°以上にもなり、特に地震や多量降水時において法面崩壊が起こる危険がある。

また、法面が処分場敷地境界に接近しているため、廃棄物法面が崩れた場合、処分場敷地境界沿いの横浜新道（国道1号）及び付近住民や専門学校生等が通行する道路に廃棄物が流出するおそれがあり、非常に危険であると認められる。

また、多量降水時に廃棄物表面汚水が場外に流出するなどのおそれがある。

2 命令事項

産業廃棄物を過大に処分し、積み上げている形状を安全な形状に改善する措置を講じること。  
 この措置を履行するにあたっては、事前に計画書を作成し、本市の指示の下で行うこと。

3 期限

平成11年6月30日

4 命令日

平成9年12月25日

・法第19条の4（措置命令）

・法第12条第1項  
 （産業廃棄物処理基準）  
 法第12条第1項で規定する  
 法施行令第6条第1項第3号  
 で準用する法施行令第3条  
 第1号イ（1）

関係法令等

第2回措置命令

事業者対応

I	平成10年6月29日	産業廃棄物処分業（最終処分）の新規及び特別管理産業廃棄物事業範囲変更の許可		I														
申請内容	<p>1 H9.2の廃止届出により停止していた最終処分を再開するために産業廃棄物処分業の新規許可及び特別管理産業廃棄物事業範囲の変更許可に関する申請書を提出 → (産廃処分業の新規の申請：法第14条第4項、特管産廃処分業の変更の申請法第14条の5第1項)</p> <p>2 申請年月日  (1) 産業廃棄物処分業（最終処分）新規許可申請 平成10年4月28日  (2) 特別管理産業廃棄物事業範囲変更（廃石綿等の埋立処分の追加）許可申請 平成10年5月8日</p> <p>3 申請内容</p> <table border="1" data-bbox="400 499 2119 751"> <tr> <td>事業の区分</td> <td>産業廃棄物処分業（最終処分）</td> <td>特別管理産業廃棄物</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の種類</td> <td>燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、建設廃材、鉍さい、ばいじん</td> <td>感染性廃棄物の焼却 廃石綿等の埋立（追加）</td> </tr> <tr> <td>処分方法</td> <td>埋立</td> <td>中間処分と埋立</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">埋立地の面積及び埋立容量等</td> <td>開発区域面積： 38,853.44m<sup>2</sup></td> <td>埋立区域面積： 23,898.91m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>埋立容量： 674,252.07m<sup>3</sup></td> <td>覆土量： 38,048.52m<sup>3</sup> 廃棄物容量： 636,203.55m<sup>3</sup></td> </tr> </table>				事業の区分	産業廃棄物処分業（最終処分）	特別管理産業廃棄物	産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、建設廃材、鉍さい、ばいじん	感染性廃棄物の焼却 廃石綿等の埋立（追加）	処分方法	埋立	中間処分と埋立	埋立地の面積及び埋立容量等	開発区域面積： 38,853.44m <sup>2</sup>	埋立区域面積： 23,898.91m <sup>2</sup>	埋立容量： 674,252.07m <sup>3</sup>	覆土量： 38,048.52m <sup>3</sup> 廃棄物容量： 636,203.55m <sup>3</sup>
事業の区分	産業廃棄物処分業（最終処分）	特別管理産業廃棄物																
産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、建設廃材、鉍さい、ばいじん	感染性廃棄物の焼却 廃石綿等の埋立（追加）																
処分方法	埋立	中間処分と埋立																
埋立地の面積及び埋立容量等	開発区域面積： 38,853.44m <sup>2</sup>	埋立区域面積： 23,898.91m <sup>2</sup>																
	埋立容量： 674,252.07m <sup>3</sup>	覆土量： 38,048.52m <sup>3</sup> 廃棄物容量： 636,203.55m <sup>3</sup>																
審査内容	<p>1 申請内容について法令の許可基準上の適合性を審査</p> <p>2 審査内容</p> <table border="1" data-bbox="400 898 1605 1056"> <tr> <td>区 分</td> <td>産業廃棄物処分業新規許可</td> <td>特別管理産業廃棄物変更許可</td> </tr> <tr> <td>(1) 施設及び申請者の能力が厚生省令で定める基準に適合するか。</td> <td>法第14条6項第1号 施行規則第10条の5第2号</td> <td>法第14条の4第6項第1号 施行規則第10条の17第2号</td> </tr> <tr> <td>(2) 申請者がいわゆる欠格事項に該当しないか。</td> <td>法第14条6項第2号</td> <td>法第14条の4第6項第2号</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">法第7条第3項第4号イからチ</td> </tr> </table>				区 分	産業廃棄物処分業新規許可	特別管理産業廃棄物変更許可	(1) 施設及び申請者の能力が厚生省令で定める基準に適合するか。	法第14条6項第1号 施行規則第10条の5第2号	法第14条の4第6項第1号 施行規則第10条の17第2号	(2) 申請者がいわゆる欠格事項に該当しないか。	法第14条6項第2号	法第14条の4第6項第2号		法第7条第3項第4号イからチ			
区 分	産業廃棄物処分業新規許可	特別管理産業廃棄物変更許可																
(1) 施設及び申請者の能力が厚生省令で定める基準に適合するか。	法第14条6項第1号 施行規則第10条の5第2号	法第14条の4第6項第1号 施行規則第10条の17第2号																
(2) 申請者がいわゆる欠格事項に該当しないか。	法第14条6項第2号	法第14条の4第6項第2号																
	法第7条第3項第4号イからチ																	
許可内容	<p>1 許可年月日  (1) 産業廃棄物処分業（最終処分）新規許可 平成10年6月29日  (2) 特別管理産業廃棄物事業範囲変更（廃石綿等の埋立処分の追加）許可 平成10年6月29日</p> <p>2 許可内容及び許可条件</p> <table border="1" data-bbox="400 1289 2119 1415"> <tr> <td>事業の区分</td> <td>産業廃棄物処分業（最終処分）</td> <td>特別管理産業廃棄物</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物の種類</td> <td>申請内容と同じ</td> <td>申請内容と同じ</td> </tr> <tr> <td>許可条件</td> <td>受入容量は、21,000m<sup>3</sup>に限る。（特別管理産業廃棄物を含む。）</td> <td>受入容量は、21,000m<sup>3</sup>に限る。（産業廃棄物を含む。）</td> </tr> </table> <p>※ 21,000m<sup>3</sup>について 事務所前埋立可能容量 68,100m<sup>3</sup>  47,100m<sup>3</sup> ← 学校前廃棄物移動量8,600m<sup>3</sup>  残 21,000m<sup>3</sup> 79m及び法分廃棄物移動量26,725m<sup>3</sup>  影響範囲内廃棄物移動量11,775m<sup>3</sup></p>				事業の区分	産業廃棄物処分業（最終処分）	特別管理産業廃棄物	産業廃棄物の種類	申請内容と同じ	申請内容と同じ	許可条件	受入容量は、21,000m <sup>3</sup> に限る。（特別管理産業廃棄物を含む。）	受入容量は、21,000m <sup>3</sup> に限る。（産業廃棄物を含む。）					
事業の区分	産業廃棄物処分業（最終処分）	特別管理産業廃棄物																
産業廃棄物の種類	申請内容と同じ	申請内容と同じ																
許可条件	受入容量は、21,000m <sup>3</sup> に限る。（特別管理産業廃棄物を含む。）	受入容量は、21,000m <sup>3</sup> に限る。（産業廃棄物を含む。）																
処理業許可前後の状況	<p>[文書指導状況]</p> <p>H10.3.3 指示書交付 浸出液処理水の化学的酸素要求量（COD）が県公害防止条例で定める基準を超過していたため、その原因究明と改善策の報告を求めた。</p> <p>H10.4.23 指示書交付 横浜新道側埋立境界の一部で提出済の事業計画と異なる土えん堤の設置工事が行われていたことから、事業計画の変更について必要な手続きを行うよう指示した。</p> <p>H10.12.2 指示書交付 浸出液処理水が廃棄物処理法上の最終処分場維持管理基準及び県公害防止条例での排水基準不適合に対する指示。</p>		<p>[現場立入の状況等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>H10.4～6の間に延べ19回の立入処分場拡張工事に伴う遮水シート融着部検査や補修等を指導。</li> <li>H10.7～9の間に延べ14回の立入遮水シートの検査の他、廃棄物の積上げに対する指導。</li> </ul>															

J	平成11年6月24日	施設軽微変更届出	J																																					
施設軽微変更届出内容	<p>1 届出理由 日本道路公団が施工する市道今井第332号線の新設工事に影響する区域の廃棄物を移動させるための処分先の確保</p> <p>2 変更内容</p> <table border="1" data-bbox="394 411 1644 604"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>H9. 12. 25許可 A</th> <th>H10. 6. 5届出 B</th> <th>今回届出 C</th> <th>D=C-A</th> <th>D/A (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最終処分場面積 m<sup>2</sup></td> <td>38,853.44</td> <td>38,853.44</td> <td>42,217.44</td> <td>3,364.00</td> <td>8.7%</td> </tr> <tr> <td>埋立地面積 m<sup>2</sup></td> <td>23,898.91</td> <td>23,898.91</td> <td>25,914.30</td> <td>2,015.39</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>埋立容量 m<sup>3</sup></td> <td>674,252.07</td> <td>686,607.37</td> <td>738,501.57</td> <td>64,249.50</td> <td>9.5%</td> </tr> <tr> <td>廃棄物容量 m<sup>3</sup></td> <td>636,203.55</td> <td>648,558.85</td> <td>687,462.05</td> <td>51,258.50</td> <td>8.1%</td> </tr> <tr> <td>覆土容量 m<sup>3</sup></td> <td>38,048.52</td> <td>38,048.52</td> <td>51,039.52</td> <td>12,991.00</td> <td>34.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他 (1)軽微変更届出に関する確約書の提出 (H11. 6. 24) (2)軽微変更の理由書の提出 (H11. 6. 24) (3)念書の提出(H11. 6. 30)</p>		区 分	H9. 12. 25許可 A	H10. 6. 5届出 B	今回届出 C	D=C-A	D/A (%)	最終処分場面積 m <sup>2</sup>	38,853.44	38,853.44	42,217.44	3,364.00	8.7%	埋立地面積 m <sup>2</sup>	23,898.91	23,898.91	25,914.30	2,015.39	8.4%	埋立容量 m <sup>3</sup>	674,252.07	686,607.37	738,501.57	64,249.50	9.5%	廃棄物容量 m <sup>3</sup>	636,203.55	648,558.85	687,462.05	51,258.50	8.1%	覆土容量 m <sup>3</sup>	38,048.52	38,048.52	51,039.52	12,991.00	34.1%	<p>・法第15条の2の4</p> <p>関係法令等</p>	
	区 分	H9. 12. 25許可 A	H10. 6. 5届出 B	今回届出 C	D=C-A	D/A (%)																																		
最終処分場面積 m <sup>2</sup>	38,853.44	38,853.44	42,217.44	3,364.00	8.7%																																			
埋立地面積 m <sup>2</sup>	23,898.91	23,898.91	25,914.30	2,015.39	8.4%																																			
埋立容量 m <sup>3</sup>	674,252.07	686,607.37	738,501.57	64,249.50	9.5%																																			
廃棄物容量 m <sup>3</sup>	636,203.55	648,558.85	687,462.05	51,258.50	8.1%																																			
覆土容量 m <sup>3</sup>	38,048.52	38,048.52	51,039.52	12,991.00	34.1%																																			
側道設置関連	<p>・横浜新道側道（市道332号線）新設事業の用地買収のため、平成10年1月15日以降、神奈川県収用委員会で審理中であった。</p> <p>・収用委員会裁決に長時間を要したため、現処分場の残存処理能力では、既存廃棄物の撤去及び移設工事に係る移設場所の確保ができないとの問題に直面した。</p> <p style="text-align: right;">（三興企業提出の理由書より）</p>																																							
変更届出前後の状況	<p>〔文書指導等〕</p> <p>H11. 6. 17 指示書交付 廃棄物の移動計画・搬入制限等の計画及び埋立量調査結果の提出</p> <p>H11. 8. 25 指示書交付 火災事故関連の指示</p> <p>H11. 9. 9 これ以降は次の検証事項「K」に含む。</p>		<p>〔現場立入〕</p> <p>・ H11. 4～8までに24回の現場立入し、10回の指導を実施した。</p> <p>〔主な指導内容〕</p> <p>① 廃棄物の飛散防止 ② 高さの下げ ③ 水処理施設の改善 ④ 火災の再発防止</p>																																					

## 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会の会議の公開・傍聴規程(改正案)

## (趣旨)

第1条 この規程は、戸塚区品濃町最終処分場検証委員会設置要綱（平成18年1月10日）に基づき開催する戸塚区品濃町最終処分場検証委員会（以下「委員会」という。）の会議における、公開・傍聴について必要な事項を定めるものとする。

## (会議の公開)

第2条 委員会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第31条及び横浜市審議会等の公開に関する要綱（平成12年6月助役依命通達）、並びに横浜市審議会等の設置及び運営に関する要綱（平成9年11月総務局通知）の規程に基づき、原則として公開とする。ただし、情報公開条例第31条第1項但し書第2号に規程する事項（以下「非開示情報」という。）に該当する場合は、委員長は一部または全部の非公開とする。この場合において、委員長が必要があると認めるときは、委員の意見を聴くことができる。

## (資料の配布)

第3条 委員会を公開した場合は、傍聴者に会議資料を配布するものとする。この場合において、傍聴者に配布する会議資料の範囲は、委員長が定める。また、図面、地図、写真、報告書等については、会場に備え、閲覧できるようにするものとする。

## (傍聴の手続き)

第4条 傍聴しようとする者があった場合の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 会議の傍聴を希望する者は、あらかじめ傍聴人名簿（様式1）に所定の事項を記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。
- (2) 会議の傍聴席数は、10席程度を設けるものとする。
- (3) 会議を傍聴しようとする者の人数が傍聴席数を超える場合においては、傍聴人は会議開催時に抽選により決定する。
- (4) 会議を傍聴しようとする者は、傍聴席に入場するに当たり所持品の検査等に応じることが求められたときは、これに協力しなければならない。

## (傍聴することができない者)

第5条 次の各号の一に該当する者は、傍聴を認めないものとする。

- (1) 危険物、プラカード、ビラ、拡声器その他会場内に持ち込むことが適当でないものを所持する者
- (2) はちまき、たすきその他これに類するものを着用している者
- (3) 酒気を帯びているもの
- (4) その他会場における秩序を乱すおそれがあり、傍聴させることが適当でないと認められる者

(傍聴人が守るべき事項)

第6条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に係る事項を守らなければならない。

- (1) 委員長の指示に従うこと。
- (2) 会場内において、発言はしないこと。
- (3) 会場における言動に対して拍手をし、又はけん騒な行為を行わないこと。
- (4) 会場において写真等を撮影し、又は会議における発言等を録音しないこと。ただし、あらかじめ委員長が許可した場合は、この限りでない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、又は会議の進行を妨げる行為を行わないこと。

(退場措置)

第7条 傍聴人が前項の規程に違反し、委員長の指示に従わない場合は、委員長は退場を命じることができる。なお、委員長が退場を命じたときは、傍聴人は、直ちに退場しなければならない。

(委員長のとる臨機の処置)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員長は必要があると認めたときは、臨機に応じて必要な処置を執ることができる。

(会議録)

第9条 公開された会議の会議録は、委員長が確認した後確定し、確定後1年間、資源循環局適正処理部産業廃棄物対策課において市民の閲覧に供すると共に、必要な方法で公開することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は平成18年1月20日から実施する。

附則

(施行期日)

- 1 この規定は平成18年5月 日から実施する。

## 第2回 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会会議録

日時 平成18年3月24日(金)午前9時から午前10時30分まで

開催場所 新横浜フジビューホテル 本館3階 竹の間

出席者 (委員)

小賀野委員長、作本委員、高井委員、田中委員、徳江委員  
(横浜市)

資源循環局長、副局長、適正処理部長、産業廃棄物対策担当部長、総務課長、産業廃棄物対策課長、適正処理監視指導担当課長、他事務局8名 計15名

開催形態 公開(傍聴者 4人)

決定事項 検証を行うにあたって、検証範囲を会議資料1(戸塚区品濃町最終処分場の埋立状況と経緯)のD～Fの期間、F～Kの期間、K～Qの期間及びR～現在までの4つの期間に分けて進めていく。

議事 事案の検証(埋立状況と経緯)

- ・事務局から、資料1に基づき、埋立状況と経緯について説明した。
- ・検証範囲の整理、重点的に検証すべき点等が議論され、概ね4つの期間に分けて検証を進めていくこととした。

(主な意見等)

- ・見ただけで埋立容量を超えているのがわかっても行政処分はできないのか。  
(事務局回答) 行政処分を行うには測量による正確な数値の把握が必要と考えられる。
- ・Fの第1回措置命令の「原状回復措置」とはどういうことか。また、Gの変更許可は現状追認ではないのか。  
(事務局回答) 「原状回復措置」の中に許可容量以内にするということも含まれていると考える。
- ・Iで処理業許可をしているが、受入可能な埋立容量があったのか。  
(事務局回答) Iの処理業許可時はGの施設変更により、新たに受入が可能となっていた。
- ・行政対応について、法律の運用や手順の妥当性、この企業に対してどのような方向性での対応を考えていたのか検証が必要。
- ・長期にわたり、これほど慎重な対応が必要だったのか。指導や事業停止を繰り返さずに、許可取消までの期間を短縮することも必要だったのではないか。
- ・埋立容量は徐々に増やしていくものなのか。  
(事務局回答) 容量増加は、平成4年7月までは届出制、平成4年7月以降は許可制(10%以上の増量)だが、基準を満たしていれば許可することとなる。

報告事項 1 第1回検証委員会会議録について  
2 第1回技術検討委員会の開催について

資料 1 戸塚区品濃町最終処分場の埋立状況と経緯  
2 第1回戸塚区品濃町最終処分場検証委員会会議録  
3 「戸塚区品濃町最終処分場技術検討委員会」の開催について